

保健師助産師看護師法の抜粋

保健師助産師看護師法(昭和 23 年 7 月 30 日 法律第 203 号)

<資格の定義>

[保健師]

第二条 この法律において「保健師」とは、厚生労働省の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。

[助産師]

第三条 この法律において「助産師」とは、厚生労働省の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子をいう。

[看護師]

第五条 この法律において、「看護師」とは、厚生労働省の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

[准看護師]

第六条 この法律において、「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて前条に規定することを行うことを業とする者をいう。

<免許>

[保健師、助産師、看護師]

第七条 保健師になろうとする者は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

二 助産師になろうとする者は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

三 看護師になろうとする者は、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

[准看護師]

第八条 准看護師になろうとする者は、准看護師試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならない。

<国家試験>

[試験の内容]

第十七条 保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師試験は、それぞれ保健師、助産師、看護師又は准看護師として必要な知識及び技能について、これを行う。

[試験の実施]

第十八条 保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験は、厚生労働大臣が、准看護師試験は、都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従い、毎年少なくとも一回これを行う。

＜受験資格＞

[保健師国家試験の受験資格]

第十九条 保健師国家試験は、次の各号のいずれかに該当するものでなければ、これを受けることができない。

- 一 文部科学省・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した学校において六月以上保健師になるのに必要な学科を修めた者
- 二 文部科学省・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した保健師養成所を卒業した者
- 三 外国の第二条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において保健師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

[助産師国家試験の受験資格]

第二十条 助産師国家試験は、次の各号のいずれかに該当するものでなければ、これを受けることができない。

- 一 文部科学省・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した学校において六月以上助産師になるのに必要な学科を修めた者
- 二 文部科学省・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した助産師養成所を卒業した者
- 三 外国の第三条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において助産師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

〔看護師国家試験の受験資格〕

第二十一条 看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 文部科学省・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者
- 二 文部科学省・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者
- 三 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師で前二号に規定する学校又は養成所において二年以上修業したもの
- 四 外国の第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

〔准看護師試験の受験資格〕

第二十二条 准看護師試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

- 一 文部科学省・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者
- 二 文部科学省・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者
- 三 前条第一号、第二号又は第四号に該当する者
- 四 外国の第五条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、前四号に該当しないもので厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

保健師教育・助産師教育・看護師教育の基本的考え方、留意点等

看護師等養成所の運営に関する指導要領について(平成13年1月5日 健政発5号)

別表1 保健師教育の基本的考え方、留意点等

教育の基本的考え方	
1)	人々の健康並びに疾病・障害の予防、発生、回復及び改善の過程を社会的条件の中でとらえることができる能力を養うとともに、これらの人々を援助する能力を養う。
2)	地域の人々が自らの健康状態を認識し、健康の保持増進を図るため健康学習や自主・自助グループ活動を実施し、また社会資源を活用できるよう支援する能力を養う。
3)	地域に顕在している健康問題を把握するとともに、潜在している健康問題を予測し、それらの問題を組織的に解決する能力を養う。
4)	保健・医療・福祉行政の基礎的知識を踏まえ、地域の健康問題の解決に必要な社会資源の開発や保健・医療・福祉サービスを評価し調整する能力を養う。

教育内容	単位数	留意点
地域看護学 地域看護学概論	3	公衆衛生看護及び継続看護の基本理念と目標を学び、地域における看護活動の基本的知識及び考え方、地域を基盤とした予防の考え方及び行政的対応について学ぶ内容とする。 健康のとらえ方においては社会的条件（偏見や生活習慣等を含む。）との関連を強化した内容とし、援助のとらえ方においては地域住民の主体性を尊重した内容とする。
地域看護活動論	9	地区活動論、家族相談援助論、健康教育論を統合し、地域における看護活動を展開するために必要な方法及び技術を学ぶ内容とする。 保健指導論、健康管理論を統合し、健康の保持増進及び疾病・障害別に、予防、発生、回復及び改善に対応した援助方法及び技術について学ぶ内容とする。 地域看護活動計画の作成過程等を含む内容とする。
疫学・保健統計	4	公衆衛生学の基盤である疫学・保健統計（情報処理を含む。）を従来よりも強化し、疫学調査と保健活動における統計の技術について学ぶ内容とする。
保健福祉行政論	2	看護のコーディネーション能力を強化するため、保健福祉の法的基盤及び行財政を理解するとともに保健福祉計画の企画及び評価について実践的に学ぶ内容とする。
臨地実習 地域看護学実習	3	地域看護学だけでなく、疫学・保健統計及び保健福祉行政論で学んだ知識を含めた実習とする。
総計	21	675時間以上の講義・実習等を行うものとする。

別表2 助産師教育の基本的考え方、留意点等

教育の基本的考え方
1) 妊産褥婦及び胎児・新生児の健康水準を診断し、妊娠・出産・産褥が自然で安全に経過し、育児がスムーズに行えるよう援助できる能力を養う。
2) 女性の一生における性と生殖をめぐる健康問題について、相談・教育・援助活動ができる能力を養う。
3) 安心して子供を産み育てるために、個人及び社会にとって必要な地域の社会資源の活用や調整を行える能力を養う。

教育内容	単位数	留意点
基礎助産学	6	女性の生涯を通じて、性と生殖に焦点を当てて援助する活動である助産の基礎について学ぶ内容とする。 助産学概論、生命倫理、性と生殖の形態・機能、母性に関する心理・社会学、乳幼児の成長発達等を含む内容とする。 母性の心理・社会学に加え、父性を含む家族の心理・社会的側面を強化した内容とする。
助産診断・技術学	6	助産過程の展開に必要な診断の技術を修得させ、助産の実践に必要な基本的技術を強化する内容とする。 助産師として必要な相談技術、特に心理面の対応の技術を強化する内容とする。
地域母子保健	1	助産師として地域の母子保健を推進するための基礎的知識を学ぶ内容とする。
助産管理	1	助産業務の管理及び助産所の運営の基本を学ぶ内容とする。
臨地実習 助産学実習	8	助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理の実習を含むものとする。 分娩の取扱いの実習については、分娩の自然な経過を理解するため、助産師又は医師の監督の下に、学生1人につき正常産を10回程度直接取扱うことを目安とする。
総計	22	720時間以上の講義・実習等を行うものとする。

別表3 看護師教育の基本的考え方、留意点等（3年課程、3年課程（定時制））

教育の基本的考え方	
1)	人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として、幅広く理解する能力を養う。
2)	人々の健康を自然・社会・文化的環境とのダイナミックな相互作用、心身相関等の観点から理解する能力を養う。
3)	人々の多様な価値観を認識し専門職業人としての共感的態度及び倫理に基づいた看護を實踐できる基礎的能力を養う。
4)	人々の健康上の問題を解決するため、科学的根拠に基づいた看護を實踐できる基礎的能力を養う。
5)	健康の保持増進、疾病予防と治療、リハビリテーション、ターミナルケア等、健康の状態に応じた看護を實踐するための基礎的能力を養う。
6)	人々が社会的資源を活用できるよう、保健・医療・福祉制度を統合的に理解し、それらを調整する能力を養う。

	教育内容	単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤	13	<p>「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。</p> <p>人間を幅広く理解できる内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。</p> <p>国際化及び情報化へ対応しうる能力を養えるような内容を含むことが望ましい。</p> <p>職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような内容を含むことが望ましい。</p>
	人間と人間生活の理解		
	小計	13	
専門基礎分野	人体の構造と機能	15	<p>人体を系統だてて理解し、健康・疾病に関する観察力、判断力を強化できる内容とし、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、微生物学等を含むものとする。</p> <p>人々の社会資源活用に関するセルフケア能力を高めるために必要な教育的役割や、地域における関係機関等の調整を行える内容とし、公衆衛生学、社会福祉学及び関係法規等を含むものとする。</p> <p>従来、医学概論として行われてきた内容は、「社会保障制度と生活者の健康」及び「基礎看護学」の中で行うこととする。</p>
	疾病の成り立ちと回復の促進		
	社会保障制度と生活者の健康	6	
	小計	21	

専 門 分 野	基礎看護学	10	各看護学及び在宅看護論に共通の基礎的理論や基礎的技術を学ぶ内容とする。 チーム医療・看護ケアにおける看護師としての調整とリーダーシップ及びマネジメントができる能力を養えるような内容とする。 国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。
	在宅看護論	4	在宅看護論では、地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し在宅での看護の基礎を学ぶ内容とする。
	成人看護学	6	各看護学においては、看護の対象及び目的の理解、健康の保持増進及び疾病・障害を有する人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。尚、性に関する内容も含めることとする。 特に、成人看護学は、他の看護学と重複する内容を整理し、成人期の特徴に基づいた看護を学ぶとともに、疾病・障害に関する看護の基本についても学ぶ内容とする。
	老年看護学	4	
	小児看護学	4	
	母性看護学	4	
	精神看護学	4	精神看護学では、精神の健康の保持増進と精神障害時の看護を統合的に学習できるような内容とする。
	小計	36	
	臨地実習		知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。
	基礎看護学	3	在宅看護論の実習の対象は、成人、高齢者、小児、妊産褥婦 ^{じょく} 、精神障害者のいずれでもよい。
在宅看護論	2		
成人看護学	8		
老年看護学	4		
小児看護学	2		
母性看護学	2		
精神看護学	2		
小計	23		
総計	93	2,895時間以上の講義・実習等を行うものとする。	

学校教育法の抜粋

学校教育法(昭和 22 年 3 月 31 日 法律第 26 号)

第五十二条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

第六十九条の二 大学は、第五十二条に掲げる目的に代えて、深く専門の学術を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することをおもな目的とすることができる。

2 (略)

3 前項の大学は、短期大学と称する。

第八十二条の二 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うものは、専修学校とする。

第六十五条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

諸外国における看護教育制度の概要

国		日 本	韓 国	オーストラリア	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ合衆国
看護学校入学までの期間(年)		12	12	12	13	12	12	12
看護師教育	専門学校(年)	3	—	—	3	3	3	3
	短大(年)	3	専門大学 3 (日本の短期大学に相当)	—	不明	—	—	2
	大学(年)	4	4	3	3-4	—	あり	4-5
国家試験		あり	あり	なし	なし (教育修了試験)	あり	あり	各州で実施
卒後研修制度		なし	なし	あり (1年間約162万円支給)	あり (登録前に1000時間)	不明	なし	なし
人口1000対看護師数		9	1.8	10.4	9.2	7.5	9.7	7.9 ※

<出典>

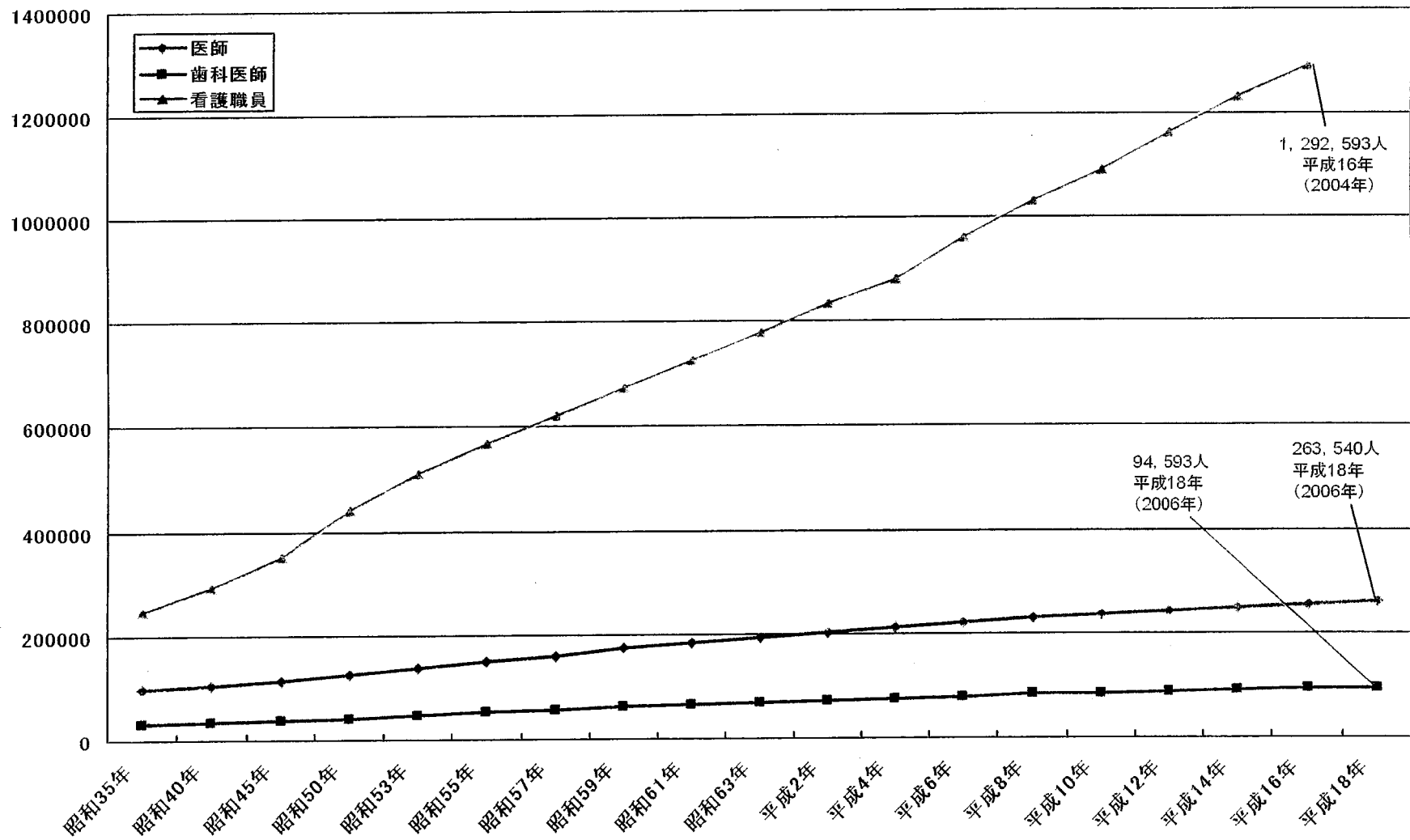
- ・NURSING IN THE WORLD,4th edition(2000)
- ・竹内睦美・洪愛子(2006)海外の看護者養成制度について, インターナショナルナースングレビュー, 29(5),41-46
- ・OECD Health Data 2004 ※の数値は2002年のデータ

保健医療関係職種の資格取得のための修業年限等

職種	入学資格	教育機関	修業年限	単位数(時間数)
保健師	高卒	大学・養成所	6ヶ月以上	21単位(675時間以上)
助産師	高卒	大学・養成所	6ヶ月以上	22単位(720時間以上)
看護師(3年課程)	高卒	大学・短大・養成所	3年以上	93単位(2,895時間以上)
准看護師	中卒	高等学校・養成所	2年以上	1,890時間
医師	高卒	大学	6年以上	188単位
歯科医師	高卒	大学	6年以上	188単位
薬剤師	高卒	大学	6年以上	186単位
理学療法士	高卒	大学・短大・養成所	3年以上	93単位
作業療法士	高卒	大学・短大・養成所	3年以上	93単位
診療放射線技師	高卒	大学・短大・養成所	3年以上	93単位
臨床検査技師	高卒	大学・短大・養成所	3年以上	93単位
臨床工学技士	高卒	大学・短大・養成所	3年以上	93単位
歯科衛生士	高卒	大学・短大・養成所	3年以上	93単位
管理栄養士	高卒	大学・短大・養成所	4年以上	82単位
栄養士	高卒	大学・短大・養成所	3年以上	62単位

※実務経験ルート:実務経験3年以上を経た後に、国家試験受験に合格して資格を取得

医師・歯科医師・看護職員数の推移



※医師、歯科医師は従事者、看護職員は就業者数

出典：医師、歯科医師は「医師・歯科医師・薬剤師調査」
看護職員は医政局看護課調べ